3　鳥獣対策室に、室長を置く。
4・5　（略）
（削る）
6　企画官は、鳥獣対策・農村環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
7～10　（略）
（計画調整室、施工企画調整室及び海外土地改良技術室並びに事業調整管理官、技術調査官、農業土木専門官、首席農業土木専門官、事業計画企画官、入札契約技術企画官、技術情報管理官、技術評価官、用地官及び用地管理官）
第五十九条　（略）
2　計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　土地改良事業計画の技術的な基準に関すること。
二～四　（略）
3～17　（略）
（動物検疫所に置く部等）
第百三条　動物検疫所に、次の四部並びに調整指導官、統括検疫管理官、感染症対策専門官及びオリンピック・パラリンピック担当専門官それぞれ一人を置く。
総務部
企画管理部
検疫部
精密検査部
（調整指導官の職務）
第百二十二条　調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課、感染症対策専門官及びオリンピック・パラリンピック担当専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。
（感染症対策専門官の職務）
第百二十三条の二　感染症対策専門官は、動物検疫の業務のうち動物由来感染症に関する業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課及びオリンピック・パラリンピック担当専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。
（新設）
2・3　（略）
4　鳥獣対策室は、鳥獣害の防除に関する事務をつかさどる。
5　鳥獣対策室に、室長を置く。
6　企画官は、農村環境課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち農村振興局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
7～10　（略）
（計画調整室、施工企画調整室及び海外土地改良技術室並びに事業調整管理官、技術調査官、農業土木専門官、首席農業土木専門官、事業計画企画官、入札契約技術企画官、技術情報管理官、技術評価官、用地官及び用地管理官）
第五十九条　（略）
2　計画調整室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（新規）
一～三　（略）
3～17　（略）
（動物検疫所に置く部等）
第百三条　動物検疫所に、次の四部並びに調整指導官、統括検疫管理官及び感染症対策専門官それぞれ一人を置く。
総務部
企画管理部
検疫部
精密検査部
（調整指導官の職務）
第百二十二条　調整指導官は、動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課及び感染症対策専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。
（感染症対策専門官の職務）
第百二十三条の二　感染症対策専門官は、動物検疫の業務のうち動物由来感染症に関する業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課及びオリンピック・パラリンピック担当専門官の所掌に属するものを除く。）を行う。
（オリンピック・パラリンピック担当専門官の職務）
第百二十三条の三　オリンピック・パラリンピック担当専門官は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する動物検疫の業務についての連絡調整及び指導に関する事務（管理指導課の所掌に属するものを除く。）を行う。
（食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示監視官）
第百九十七条　（略）
2・3　（略）
4　第一項に規定するもののほか、東北農政局、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品課に、それぞれ地理的表示監視官一人を置く。
5　（略）
（地質官、リスク対策調査官、環境保全官及び鳥獣対策専門官）
第二百十五条　（略）
2～4　（略）
5　第一項に規定するもののほか、中国四国農政局及び九州農政局の農村振興部農村環境課に、それぞれ鳥獣対策専門官一人を置く。
6　（略）
（西奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十九条　（略）
2・3　（略）
4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
（新設）
（食育情報専門官、教育ファーム推進専門官及び地理的表示監視官）
第百九十七条　（略）
2・3　（略）
4　第一項に規定するもののほか、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部地域食品課に、それぞれ地理的表示監視官一人を置く。
5　（略）
（地質官、リスク対策調査官、環境保全官及び鳥獣対策専門官）
第二百十五条　（略）
2～4　（略）
5　第一項に規定するもののほか、九州農政局の農村振興部農村環境課に、鳥獣対策専門官一人を置く。
6　（略）
（西奥羽土地改良調査管理事務所）
第二百六十九条　（略）
2・3　（略）
4　西奥羽土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課